



～ これまでを振り返って ～ 弁護士 坂本 通子

今年の3月に東京パブリック法律事務所に入所した弁護士の坂本通子と申します。弁護士になって7か月が経ち、この間、様々な経験をしました。

これまでに受けた法律相談やご依頼を受けた件は、不動産取引、借地の更新料を巡る紛争、借金の整理、遺産分割、交通事故など、多岐に渡っています。そのほとんどは、自分が直接経験したことがないものです。例えば、不動産取引に関わる事件では、今までマイホームを建てたり買ったりするなど考えたこともない自分でも、銀行の融資の基準や目安についての知識が必要でした。今考えればあたりまえのことなのですが、弁護士になりたてのころ、自分の経験の範囲外の相談や事件に緊張していると、事務所の先輩弁護士から、弁護士の仕事のほとんどは自分が経験していないことからについてであると云われました。

私は、こういった経験から、事件を解決していくために必要なことを学びました。

まずは、法律の専門家としての知識が必要です。しかし、知識ももちろん大切ですが、知識と同時に想像力も大切なのだと思います。不動産を購入する際の手続の様子や、交通事故での通院回数や、破産に至るまでの借入れ・返済という家計のやりくりの様子が想像できなければ、その事件で聴取しなければならない事実の見当もつけられないからです。

また、依頼者は、普通ならば初対面の人に話したくはないであろう話をするために法律相談にいらっやいます。そのような依頼者の悩みや苦しみについて傾聴して、想像と共感ができる弁護士にならなければ、依頼者に、「弁護士に話そう。」と思ってはいただけないのではないかと思います。

さらに、相手方がある事件では、依頼者から得られる情報を元にして立場の違う相手方の言い分を想像することが、依頼者へのアドバイスの基本になることも多いように感じています。

そのほかにも、自分の経験していないできごとを理解するためには、周囲の、違う経験をしている人たちから学ぶことが不可欠であり、その人たちから学ぶときもまた、相手の立場を想像することが必要なのだと思います。

依頼者と打合せの回数を重ねると、第一印象が変わることもよくあります。初回相談では緊張していても、弁護士に話すことで楽になっていただけたのだろうか、

考えが整理されて本来ご自身もっている生活再建の力を取り戻してもらえたのだろうか、と考えると、安堵します。

想像する、共感する、と言っても、正確な事情聴取ができなくなるので過度な思いやりは禁物です。しかし、弁護士は自分以外の人の代理人を務めるのですから、自分の経験や立場を超える事柄を想像力や人とのつながりで補いながら、相談者・依頼者の事件を解きほぐすお手伝いをしていきたいです。

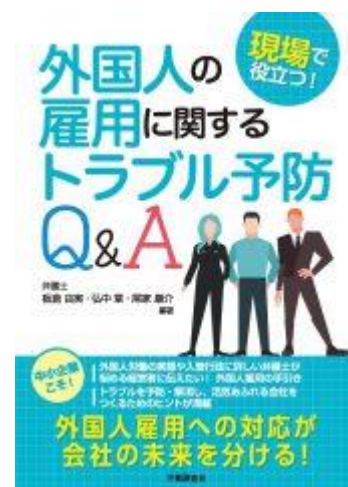
～ 外国人・国際部門(FISS)の活動について ～ 弁護士 板倉 由実

9月のFISSは13ヶ国の方(英語17件・日本語9件・中国語/スペイン語/フランス語各2件)から29件の新規法律相談を実施しました。その他のFISSの活動は下記の通りです。

◆Mercado Latino10月号記事掲載中(内容:日本に居住するために必要な在留資格)

◆領事館セミナー(英語。外国人親の面会交流の権利と在留資格)担当:板倉由実、藤井なつみ

◆当事務所の現役メンバーとOGOBらで「外国人の雇用に関するトラブル予防Q&A」(労働調査会。定価1,700円+消費税)を上梓することになりました。この一冊で、労働法(関連判例含む)、在留資格、生活ガイド、コミュニケーションのこつ、海外労働事情など、必要な情報が網羅的に得られると思います。日々、外国人の方からの労働相談を受けている現場の弁護士が書いたコラムも充実しています。アマゾンからも購入できますので是非、ご覧下さい。



～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階
TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>
<本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします>

